

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和3年 6月 7日	
愛知県知事 殿	
提出者 住 所 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 氏 名 流域下水道管理者 愛知県知事 大村 秀章 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 (052) 961-2111	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	衣浦西部浄化センター
事業場の所在地	半田市川崎町四丁目一番地
計画期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
1 事業の種類	36：水道業
2 事業の規模	処理水量：23,042,250 m ³
3 従業員数	40人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	汚水処理：汚泥→自己中間処理（脱水→焼却）した後、再生処理業者に委託し、セメント等で再利用するか、最終処分業者に委託し埋立処分。または、脱水工程を経て脱水ケーキの形状で他処理場に搬出し焼却した後、再生処理業者に委託し、セメント等に再利用。 または、脱水ケーキの形状でセメント等に再利用。 沈砂・しさ→再生処分業者に委託し焼却後、セメント等に再利用。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

愛知県知多建設事務所 都市施設整備課 担当職員 8名
下水道事業の計画・建設・管理等

↓ 「愛知県流域下水道条例」に基づき、維持管理業務の一部を委託

(公財) 愛知水と緑の公社 下水道部 矢作川境川事業所
衣浦西部浄化センター常駐職員 8名
衣浦西部浄化センターの運転・機器保守・水質分析業務等

↓ 運転保守業務の一部を委託

メタウォーターサービス (株)
衣浦西部浄化センター常駐職員 32名
((公財) 愛知水と緑の公社から業務委託)
衣浦西部浄化センターの運転・設備保守業務等

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

1 現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（濃縮汚泥）	汚泥（沈砂・しき）
	排 出 量	16,448 t	14 t
	(これまでに実施した取組) できる限り固形物を除去してから下水道に流すよう、県や市町が主催する各種イベントで「正しい下水道の使い方」を紹介する等、下水道利用者に対し積極的にPR活動を行った。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（濃縮汚泥）	汚泥（沈砂・しき）
	排 出 量	16,819 t	14 t
	(今後実施する予定の取組) 広報等を利用し、「正しい下水道の使い方」をより一層周知し、理解してもらえるよう努める。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別可能な混合廃棄物はない。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別可能な混合廃棄物はない。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
1 現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
1 現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（濃縮汚泥）	汚泥（沈砂・しさ）
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	1 5, 4 4 3 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 濃縮汚泥は自己中間処理により全量脱水し、焼却炉の点検・故障時を除き全量焼却して減量化を進めている。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（濃縮汚泥）	汚泥（沈砂・しさ）
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	1 5, 3 8 2 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 濃縮汚泥は自己中間処理により全量脱水し、焼却炉の点検・故障時を除き全量焼却して減量化を進める。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
1 現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（濃縮汚泥）	汚泥（沈砂・しさ）
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
1 現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（濃縮汚泥）	汚泥（沈砂・しさ）
	全 処 理 委 託 量	1, 0 0 5 t	1 4 t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	7 4 0 t	t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	t	t
	（これまでに実施した取組） 濃縮汚泥の自己中間処理残さである焼却灰は、セメント材料等として有効利用し、最終処分量の低減を図っている。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（濃縮汚泥）	汚泥（沈砂・しさ）
	全処理委託量	1, 437 t	14 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	718 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処 理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 従来どおり、焼却灰を可能な限り有効再生利用するように努める。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。